

Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業の委託に係る 企画提案型プロポーザル実施要領

1 事業目的

Velo-city 開催地で世界から注目される松山市、しまなみ海道を有し外国人の自転車利用の増加が見込まれる今治市の高校生等を対象に、地元の特色を踏まえた自転車を活用したまちづくりや、外国人に対する正しい自転車利用方法の理解促進の方策等について、テーマを設定し継続的に研究する機会を設ける。

また、実施状況や成果等を定期的にノッてる！えひめ HP・SNS 等の既存媒体を活用して紹介することで、県民全体への理解促進・機運醸成を図る。

2 業務の概要

- (1) 名 称 Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業
- (2) 内 容 別添「仕様書」のとおり
- (3) 期 間 契約の日から令和8年3月末日まで
- (4) 予算額 2,794,000 円（消費税及び地方消費税額を含む）

3 企画提案の参加資格

参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という）と緊密な連絡体制が構築できること。
- (2) 愛媛県の製造の請負等に係る令和5～7年度競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を行う見込みであること。
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しないこと。
- (4) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

※共同企業体で参加しようとする場合は、代表者が（1）から（7）、構成員は上記（2）から（7）の資格要件を満たすこと。また、構成員は単体で参加することはできない。

4 実施スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおりとする。

項 目	期 日	備考（様式）
企画提案公募開始	令和7年11月25日（火）17：00	—
参加表明書等の提出期限	令和7年12月2日（火）17：00	様式1～3
質問書の提出期限	令和7年12月2日（火）17：00	様式5
質問書への回答	令和7年12月4日（木）までに	—
企画提案書の提出期限	令和7年12月12日（金）17：00	様式6
企画提案審査会（書面）	令和7年12月中旬	—
審査結果通知	令和7年12月下旬までに	—

5 企画提案型プロポーザルの実施手続き

(1) 応募の方法

応募を希望する者は、参加表明書、企画提案書及び必要書類をそれぞれの提出期限までに協会に提出する。

【企画提案公募スケジュール】

ア 参加表明書関係書類（様式1～3）の提出

提出期限	令和7年12月2日（火）17：00
提出方法	提出先「10 問い合わせ先・提出先」まで持参、郵送、電子メール、FAXとする。
添付書類	①参加表明書（様式1）：正本1部 ※共同企業体は様式1-1を添付 ②誓約書（様式2）：正本1部 ※共同企業体は様式2-1、2-2を添付 ③類似・関連事業の実績一覧表（様式3）
注意事項	ア．提出期限を過ぎた場合は受け付けない イ．参加表明書関係書類の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式4）を提出すること

イ 質問票（様式5）の受付

提出期限	令和7年12月2日（火）17：00
提出方法	電子メール（件名を【Velo-cityに向けた若者等による自転車活用推進事業質問票】とする）
注意事項	ア．提出期限を過ぎた場合は受け付けない イ．本件公募に係る質問を次のとおり受け付け、企画競争参加申込者全員に電子メールで回答する。（参加申込者以外からの質問には回答しない。）ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する

ウ 企画提案書関係書類（様式6）の提出

提出期限	令和7年12月12日（金）17：00
提出方法	提出先「10 問い合わせ先・提出先」まで持参又は、郵送とする。
添付書類	①企画提案書表紙（様式6）：正本1部 ②企画書（様式任意）：4部（うち正本1部）
注意事項	ア．提出期限を過ぎた場合は受け付けない イ．企画書（様式任意）の構成等については、以下（2）企画書を参照すること

（2）企画書（様式任意）

ア 記述はできる限り平易な表現（図表等を含む。）を用いるとともに、形式は原則としてA4判縦、横書き、左綴じ（着色可）として、15ページ以内を目安とする。

イ 仕様書に基づき、提案者のノウハウ、企画等を提案し、特色がわかりやすいものとする。具体的には、以下について記載すること。

ウ 企画提案に際しては、委託金額に影響を与えない範囲の内容で行うこと。

項 目	内 容
企画概要	・企画提案する内容全体の考え方、コンセプト等について記載すること。
企画内容	・Velo-city開催準備の一環として、住民理解の促進・機運醸成を図るほか、走行環境の改善等による自転車利活用の推進及び受入体制の整備に繋がる提案とすること。 ・地域の関係者（市民団体、学生等）との連携を図る提案があれば積極的に記載すること。
追加提案	・更なる成果の向上に資する追加提案がある場合は、具体的に記載すること。
スケジュール	・全体スケジュール及び進行管理について記載すること。 ・事業の進捗報告（中間報告等）についても実施すること。
実施体制	・緊急時の連絡体制、再委託の有無、従事者の手持ち業務の状況など、事業実施体制について記載すること。

(3) 応募の無効

本実施要領に示した公募の参加資格がない者、提出期限に遅れた者及び提出書類に虚偽の記載をした者の提出した企画提案書は、無効とする。

また、必要書類の提出がない場合は、応募資格がないものとみなす。

6 業務受託予定者の選定方法

本プロポーザルにおける業務受託予定者の選定に当たっては、選定委員会による書面審査（基本的事項、企画提案及び価格の総合的な評価）に基づき決定する。

(1) 審査方法

- ア (2) の審査基準（評価項目）に基づき総合的に書面審査を行い、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者として選定し、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者（以下「次席者」という。）から順に交渉を行う。
- イ 評価点の合計が同点の場合は、企画提案に係る評価点が高い者を上位とし、企画提案に係る評価点も同点の場合は、選定委員会の委員（以下「委員」という。）による多数決により選定する。
- ウ 参加者が1名の場合であっても、審査（評価）を行い、委員の評価点の平均点が最低水準点（評価点の6割）以上であれば優先交渉権者として選定する。

(2) 審査基準（評価項目）

次に掲げる評価項目に基づき、書面審査を行う。

①企画提案内容（70点）

- ・ 効果性：実施する事業が目的に沿った内容であり、最大の効果が得られる提案
- ・ 連携性：県及び協会の事業や、市町・民間団体等との連携により、内容の充実を図る提案
- ・ 効率性：ベストなタイミング・組み合わせで効率的に事業を展開する提案
- ・ 継続性：成果の把握・検証を通じて、今後の展開につながる提案

②業務実施能力（30点）

- ・ 業務実施体制：運営体制、スケジュール等の適当性
- ・ 経済性：事業実施費用の適当性
- ・ 全体評価：全体を通して、独創的な企画の提案

7 審査結果

審査結果は、選定委員会による書面審査を経て、書面により提案者に通知する。なお、審査内容は公表しない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

8 業務実施上の条件

- (1) 委託事業の実施にあたっては、道路交通法の基準に適合する車両の使用、同法を遵守した素材（写真、動画など）の制作など、交通ルールやマナーに違反することがないように注意すること。特に、電動アシスト自転車（E-BIKE など）を使用する場合は、公益財団法人日本交通管理技術協会において電動アシスト自転車型式認定を受けた製品を使用するなど、電動アシスト自転車に対する規制に留意すること。
- (2) 委託事業の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けることとする。特に、交通法規に関わる内容（例：制作する動画の交通違反の有無）は、法令を確認するとともに必要に応じて協会と協議しながら慎重に進めること。委託業務の実施にあたっては、愛媛県自転車新文化推進協会及び愛媛県自転車新文化推進協会が委託する民間事業者等との連携を十分に図ること。
- (3) 委託期間において、必要に応じて協会との事業打ち合わせを行い、事業全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

9 留意事項

- (1) 応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。書類は応募者に無断で二次的な使用は行わない。
- (3) 企画提案書提出後の再提出及び差し替えは、原則として認めない。ただし、協会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- (4) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (5) 企画提案書の提出は、1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

10 問い合わせ・連絡先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2

愛媛県自転車新文化推進協会

(事務局:愛媛県観光スポーツ文化振興局観光交流局自転車新文化推進課 企画推進グループ)

TEL 089-912-2234 FAX 089-912-2256

メールアドレス jitenshashinbunka@pref.ehime.lg.jp

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

愛媛県自転車新文化推進協会
会長 中 村 時 広 様

住所（所在地）
商号または名称
代表者役職名
代表者氏名

印

Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業に係る企画提案に参加を希望します。

団 体 名		
所 在 地		
担 当 者	氏 名（フリガナ）	
	電 話 番 号	
	F A X	
	E - m a i l	

注）商号または名称や住所、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等をA4版2頁程度にまとめた企業概要を添付のこと。（パンフレット可）
支社、営業所にあっては、営業歴を記載すること。

参 加 表 明 書

令和 年 月 日

愛媛県自転車新文化推進協会
会長 中 村 時 広 様

住所（所在地）
商号または名称
代表者役職名
代表者氏名

※共同企業体の代表者が記入

印

Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業に係る企画提案に参加を希望します。

<代表団体>

団	体	名	
所	在	地	
担 当 者	氏 名（フリガナ）		
	電 話 番 号		
	F A X		
	E - m a i l		

<構成員>

団	体	名	
所	在	地	
担 当 者	氏 名（フリガナ）		
	電 話 番 号		
	F A X		
	E - m a i l		

注 1) 構成員欄が不足する場合は、適宜追加すること。

注 2) 代表団体、すべての構成員について、商号または名称や住所、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等を A 4 版 2 頁程度にまとめた会社等の概要を添付のこと。（パンフレット可）

支社、営業所にあっては、営業歴を記載すること。

誓 約 書

令和 年 月 日

愛媛県自転車新文化推進協会
会長 中 村 時 広 様

住所（所在地）
商号または名称
代表者役職名
代表者氏名

印

Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業に係る企画提案公募に参加するにあたり、本誓約書に基づく義務を負うことを確認し、加えて下記のとおり誓約いたします。

記

- （1）愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という）と緊密な連絡体制が構築できること。
- （2）愛媛県の製造の請負等に係る令和5～7年度競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を行う見込みであること。
- （3）地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しないこと。
- （4）国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- （5）銀行取引停止処分を受けていないこと。
- （6）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （7）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

誓 約 書

令和 年 月 日

愛媛県自転車新文化推進協会
会長 中 村 時 広 様

共同企業体の名称：

【代表者】 住所（所在地）
商号または名称
代表者役職名
代表者氏名 印

【構成員】 住所（所在地）
商号または名称
代表者役職名
代表者氏名 印

（以下、構成員を列記）

このたび、Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業に係る企画提案募集に参加するため、委託業務共同企業体を結成しましたので、業務受託に関しては連携して行うものとし、委託業務共同企業体協定書を提出します。

受託業務について、委託業務共同企業体協定書に定められた解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

なお、代表者及び構成員に関して、本誓約書に基づく義務を負うことを確認し、加えて次のとおり誓約いたします。

記

- （１）愛媛県内に本社、支社又は営業所を有し、愛媛県自転車新文化推進協会（以下「協会」という）と緊密な連絡体制が構築できること。
- （２）愛媛県の製造の請負等に係る令和 5 ～ 7 年度競争入札参加資格登録者名簿に登録されている者であること、若しくは契約の締結までに登録を行う見込みであること。
- （３）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しないこと。
- （４）国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- （５）銀行取引停止処分を受けていないこと。
- （６）会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に基づく再生開始の申立て及び破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （７）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

委 任 事 項

- 1 Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業委託に関し、当共同企業体を代表して、委託者である愛媛県自転車新文化推進協会と折衝する権限
- 2 入札及び見積もりに関する一切の権限
- 3 委託代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) 愛媛県自転車新文化推進協会発注に係る、Velo-cityに向けた若者等による自転車活用推進事業（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。）の受託
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、Velo-cityに向けた若者等による自転車活用推進事業共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

(事務所の住所)

第3条 共同企業体は、事務所を〇〇〇〇に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、令和 年 月 日に成立し、第1条に規定する業務の委託契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 共同企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住所
商号又は名称
代表者

住所
商号又は名称
代表者

(以下、構成員を列記)

(代表者の氏名)

第6条 共同企業体は、〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、第1条に規定する業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料（前払金及び部分払い金を含む。）の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の責任)

第8条 各構成員は、第1条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第9条 共同企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第 10 条 共同企業体は、第 1 条に規定する業務の完了後当該業務について決算するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第 11 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 12 条 構成員は、発注者及び構成員全体の承認がなければ、共同企業体が第 1 条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第 1 条に規定する業務を完成する。

(構成員の除名)

第 12 条の 2 共同企業体は、構成員のいずれかが、第 1 条に規定する業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項の規定を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 13 条 構成員のうちいずれかが第 1 条に規定する業務途中において破産又は解散した場合においては、第 12 条第 2 項の規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 14 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 15 条 共同企業体が解散した後においても、第 1 条に規定する業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 16 条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

〇〇外〇〇社は、上記のとおり、Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者

住 所
商号又は名称
代 表 者
(以下、構成員を列記)

類似・関連事業の実績一覧表

応募者の名称	
--------	--

実施時期	事業内容	備考

注 1) 上記に記載した類似・関連事業について、委託契約書（写）や成果物等、業務内容が分かる資料を添付すること。

注 2) 上記事業のうち、国、都道府県、市町村から受託したものについては、備考欄にその機関名（例：〇〇省〇〇課からの委託事業、〇〇県〇〇課からの委託事業）を記載すること。

注 3) 共同企業体にあつては代表者が記載すること。

参 加 辞 退 届

令和 年 月 日

愛媛県自転車新文化推進協会
会長 中 村 時 広 様

住所（所在地）
商号または名称
代表者役職名
代表者氏名

印

Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業に係る企画提案募集について、
参加を辞退します。

質 問 票

令和 年 月 日

Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業について、以下のとおり質問します。

商号または名称	
担当部署	
担当者職・氏名	
電話番号	
メールアドレス	
質問件名	
質問内容	

企画提案書の提出書

令和 年 月 日

愛媛県自転車新文化推進協会
会長 中 村 時 広 様

住所（所在地）
商号または名称
代表者役職名
代表者氏名

印

Velo-city に向けた若者等による自転車活用推進事業について、下記の書類を添えて企画提案書を提出します。

記

企画書（様式任意。ただし、A4判片面印刷で15頁以内を目安とする。）

※共同企業体にあつては代表者が記載すること。